今回の選挙で投票できる方

今回の新宿区長選挙で投票できる方は、「新宿区の選挙人名簿に登録」があり、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。
なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

1　平成20年11月16日までに生まれた日本国民であること。
2　令和8年**8月7日まで**に、新宿区へ**転入の届出**をしていること。
3　令和8年11月7日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

新宿区に転入した方

令和8年**8月8日以降**に、新宿区へ**転入の届出**をした方は、今回の新宿区長選挙では**投票できません。**

※ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、他の区市町村に転出した後、1か月以内に新宿区に再び転入届を提出(再転入)し、投票する日現在3か月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。該当する方は、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、新宿区の選挙人名簿に登録があっても、投票できません。ただし、11月9日㈪から15日㈰までの間に新宿区から転出する場合は、転出する当日(「転出届を提出する日」ではなく、「実際に引越しをする日」)までは、投票できます。

なお、転出から1か月以内に新宿区へ再転入された方は、前述の※の記述をご参照ください。

新宿区内で転居した方

(1)10月16日㈮までに、区内で転居の届出をされた方は、**新**住所地の投票所で投票してください。

(2)10月17日㈯以降に、区内で転居の届出をされた方は、**前**住所地の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)の記述は、いずれも、11月15日㈰の投票日当日に投票する場合に限り該当します。期日前投票をご利用される方は、区内のどの期日前投票所でも投票が可能です**【2面**参照**】**。

投票にあたってのご注意

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。
- 投票の際の筆記用具は、**鉛筆を推奨**しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にご相談ください。(**右**欄「お身体の不自由な方には」を参照)。
- 投票所内で、投票について他人と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- **投票所内での撮影・録画・録音はできません。**
- 「詐偽投票」は犯罪です。他人に成りすまして投票する行為や同じ人が二回投票する行為は、「詐偽投票」として処罰(2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象となります。投票のルールを守って投票しましょう。

お身体の不自由な方には

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。**投票所の係員**が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙への記載をします。ご希望の方は、受け付けにてお申し出ください。

※ご家族等が代わりに記載することは、法律上できません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

なお、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

■その他

全ての投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

その他、コミュニケーションが取りづらい方のための「**投票支援カード**」のほか、弱視の方が投票用紙へ記載しやすくする「**投票記載補助具**」もご用意しています(詳細は**右**二次元コードをご覧ください)。ご希望の方は、受け付けにて係員にお申し出ください。

投票所内での投票の流れ

